

令和3年1月定例総会議事録

日 時 令和3年1月19日（火） 午前9時34分～午前10時21分

場 所 佐賀市役所 4階 大会議室

出 席 者 別紙名簿のとおり

次 第 1. 開 会

2. 報 告

第1号 農地法第3条の3届出

第2号 農地法第18条合意解約通知

第3号 使用貸借解約通知

3. 局長専決処分報告

第1号 農地法第5条による届出

4. 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

第6号議案 非農地通知について

5. 閉 会

午前9時34分 開会

○会長

おはようございます。令和3年1月の定例総会、御出席いただきましてありがとうございます。

令和3年初めての総会ですけれども、皆さん方におかれましては、もうかなり元旦を過ぎて日にちはたっていますけれども、どのような新年でございましたでしょうか。今年は新型コロナということで、皆さんかなり例年とは違った非常に厳しい新年ではなかつたかと思います。

報道によりますと、先般、感染者が全国で30万人を突破したというニュースが入ってきました。御承知かと思いますけど、去年の今頃、最初の感染者が伝えられましたけれども、その後10か月後に10万人ぐらいになって、今度は20万人になるのが2か月ぐらいしてから20万人になったそうです。そして30万人、あと10万人増えるのが20日ぐらい、本当に急速に感染者が増える非常に厳しい状況下でございます。

その中にあっても、私ども農業委員会は肃々として与えられた任務を遂行しなきやならぬと思います。どうか今年も、皆様方の御理解と御協力をひとつよろしくお願い申し上げます。

そして、今日はまた傍聴人の方が見えておりますので、緊張しながらも心を休めて、慎重な審議をよろしくお願い申し上げます。

それでは、先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は23名で定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会令和3年1月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出12件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知18件、報告第3号 使用貸借解約通知3件、局長専決処分報告第1号 農地法第5条による届出4件。

議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請15件、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請2件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請3件、第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転5件、第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定63件、第6号議案 非農地通知について37件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は1月7日に行っております。北部は1月8日に予定しておりましたが、積雪のため中止しております。

また、調査会については、南部が1月13日、北部が1月14日に開催したことを報告します。

なお、北部は現地調査が中止となったため、航空写真及び現地写真資料に基づき、調査会を行っております。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、7番委員の坂井豊委員、8番委員の青木委員の両名を指名します。

今回「常設審議委員会」に意見を求めた案件はなかったことを報告します。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから3ページまでをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1～12

○会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から12番までの12件について御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書4ページから8ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～18

○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から18番までの18件について御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書9ページをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1・2・3

○会長

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から3番までの3件について御意見はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書10ページ及び11ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 農地法第5条による届出

1・2・3・4

○会長

局長専決処分報告第1号 農地法第5条による届出、報告番号1番から4番までの4件について御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書12ページ及び13ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2・3・4・5・6・7・8

○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から8番までの8件を議

題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番及び4番から6番までの4件は、普通売買の案件、審議番号2番、3番、7番及び8番の4件は、贈与の案件です。

審議番号2番について、譲受人の耕作面積は、今回、申請されている農地を加えても4,640m²となり、下限面積要件を満たしておりません。

しかしながら、申請地は、先月、転用許可された建売分譲住宅に隣接している狭小な農用地で、隣接する農地は、譲受人所有の農地のみで、その位置、面積、形状からみてこれに隣接する譲受人の農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められるため、農地法施行令第2条第3項第3号の不許可の例外に該当するものと判断しました。

その他の各案件についても、地元農業委員による現地調査を行い、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この8件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、この8件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この8件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から8番までの8件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書14ページ及び18ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

11

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

3

○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号11番、及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号3番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、転用目的が「営農型発電設備（一時転用の更新）」の案件、それに伴う区分地上権の権利再設定の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号11番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号3番の2件は、営農型発電設備（一時転用の更新）

の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議、一括採決とし、調査会において申請人に説明を求めました。

農地法第3条の規定による許可申請、審議番号11番については、営農型発電設備の一時転用の更新に伴う「区分地上権の再設定」の案件で、農地の上空を太陽光発電を利用する権利設定期間を更新するため、申請されたものです。

なお、この案件は、耕作のための申請ではありませんので、下限面積などの、農地法第3条第2項各号の要件は必要なく、申請人の説明などから下部農地での営農に支障は無いものと思われるため、許可相当と判断しました。

農地法第5条の規定による許可申請、審議番号3番については、転用目的が「営農型発電設備（一時転用の更新）」の案件で、申請人は、発電事業を行っていますが、申請地では、平成30年1月から営農型発電設備を設置しており、今後も引き続き耕作農地の上空で発電事業を継続したく、一時転用の更新を申請されたものです。

申請人に、今年度の大豆の作付け間隔が広くなっているため、収穫量が減少していないかを確認したところ、前年までは、太陽光パネルの柱と柱の間を四条まきで行っていたが、管理機での土入れが難しくなるため、試行錯誤した結果、今年度は、三条まきに変更して、大豆をしっかりと育てることで、収量を確保するようにしたため、間隔を広くとったとの回答がありました。

また、今年度の大豆の収量について確認したところ、申請地区では、長雨による影響により播種時期が8月にずれ込んでしまい、昨年度よりも収量は落ちているが、地域の平均も同様に落ちているため、地域平均の8割の収穫量は確保できたとの説明がありました。

これに対し、委員から、引き続き地域平均の8割以上の収量を確保することを厳守しながら、認定農業者としてお手本となるような営農に取り組んでもらうよう意見が出されました。

その他、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等に加えて、営農型発電設備の許可要件である、パネル下部の空間確保や農作物の状況報告についても問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号11番、及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号3番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書13ページから15ページまでをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

11を除く 9～15

○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号11番を除く、審議番号9番から15番までの6件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号11番を除く、審議番号9番、12番及び15番の3件は、贈与の案件、審議番号10番及び14番の2件は、普通売買の案件、審議番号13番は、親族間の贈与の案件です。

なお、審議番号13番は、新規就農の案件ではありますが、親から子へ贈与する案件で、譲受人は父親から営農指導を受けながら、夫婦で営農に取り組まれており、引き続き、実家の

協力を得ながら耕作していくとのことで、地元農業委員との協議の結果、申請人説明を求めませんでした。

各案件については、地元農業委員による現地調査を行い、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この6件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、この6件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この6件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号11番を除く、審議番号9番から15番までの6件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書16ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

○会長

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「病院の敷地拡張」の、農振除外を経た案件で、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、こども病院を経営していますが、外来の患者数の増加に伴い、既存の駐車スペースが不足しているため、駐車場の拡張を計画したところ、申請地は既存の病院に隣接しているため適地と判断し、申請されたものです。

委員より、申請地の北西に設置されている既存の集水枠及び排水管について、これまで農業用としても利用されていたことから、土が排水管に溜まつていて排水に影響が出る恐はないかとの質問があり、申請人から、工事の際に排水管の確認を行い、申請地からの排水に支障が出ないように対処する旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜等から高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

2

○会長

次に、審議番号2番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号2番は、転用目的が「駐車場」の案件で、申請人は、農業の傍ら、農家民宿を経営されていますが、現在、駐車場として利用している申請地が農地であることが判明したため、是正したく申請されたものです。

地元委員の説明などから、代替性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書17ページをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1・2

○会長

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「建売分譲住宅の敷地拡張」の、全体見直しによる農振除外を経た案件で、申請地は、圃場整備にて張り付けられた狭小な農地で、閑静な住宅街の中にあり、現在、建売分譲住宅を建設している隣地の宅地と一体的に利用したく、申請されたものです。

地元委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの(ア)のb。

許可基準は、「申請に係る農地を隣接地と一体的に利用する場合で、当該事業の目的達成のために当該農地を供することが必要と認められるもの（1種農地の占める割合は3分の1を超えず）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のfと決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な住宅街の中にあり、住環境が良いことから適地と判断し、申請されたものです。なお、申請地は、圃場整備の地区内ですが、面工事されていない農振白地の農地です。

委員より、同時利用地南側の既存建築物に挟まれた通路について確認したところ、ここは同時利用地の地権者が所有する宅地になっているため、今回一緒に購入し、通路の西側宅地から売却の相談もあるので、一体的に活用したく、当分の間は譲受人が所有しておくとの回答を得ました。

さらに、委員より、申請地と同時利用地とで土地の分譲単価が異なる理由について確認したところ、宅地の単価は、近隣で宅地分譲された際のこれまでの単価を参考に設定しているとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

私の方から、今回の1番と2番ですね。1番は今済みましたけれども、今回の場合は、いずれも譲受人の方が、こういった土地の建売住宅の業者ということで、本来、圃場整備地区内の農地については大変厳しい縛りがあるという状況ですが、経過書等で見ますと、1番も2番も相続のときに知りましたというか、以前からこういう状況になっていたということで、申し訳ないということだけで転用しているような状況になっていると思います。

こういった状況が業者の人というか、本来、こういうケースでよくあるのは、従前、祖父の代からでも自宅の駐車場に使っていたというような形ですね。先ほどもありましたけれども、そういったところの部分が建売住宅、分譲住宅になっていくという状況ですので、南部の調査会でも慎重審議されたと思いますけれども、こういう形で何となく転用が進んでいくというのは、本来の農地転用許可の段階ではちょっと違うかなと思います。

こういうのがどんどん出てくれば、どこにも建売住宅は出ますけれども、少し残っている部分はもう知らないということで、埋め立てといでいいじゃないかという考えが出るのじゃないかなと危惧をします。

こういった中で、こういう状況が出てくるということであれば、特に建売分譲の申請が今よくありますので、その中で、もう少し農業委員会事務局としても課税する部署と連携を取りながら、違反転用である部分については、やはり事前の指導が必要じゃないかなと思います。

こういう形で、ちょっと農業委員として、私の考えとしては大変危惧する状況ですので、その辺のところを事務局として考え方があるのかとお尋ねしていいでしょうか。

○会長

はい、どうぞ。

○事務局

まずは審議番号1番の分ですけれども、説明がありましたとおり、圃場整備の際に張りつけられた農地になっております。

今回、農振の5年に1回の全体見直しで白地に修正されている分であります。

そういった中で、現況も水路際のところに張りつけられて、今回、建売分譲住宅にされているところと一体的に使われていた土地でありますので、そもそも農振農用地となっているのがどうなのかなという状況であります。今回そこは全体見直しの方で修正されておりますので、そこは適法になるよう転用申請されたものと考えております。

次に、審議番号2番につきましても、違反の部分に関しましては土地利用計画図を見てもらうと分かりますが、現地調査でも説明をいたしましたけれども、申請地の南西側、既存の建築物がある762番1との境界のところのブロックが、恐らく建物を建てられたときに、はみ出していたので、その部分を経過書ということで提出いただいているところでございます。

こちらの農地につきましても、先ほど調査会長の方から報告をいただきましたけれども、圃場整備の地区内ではありますが、もともと農振は白地という設定がされておりました。恐らく合併以前から白地ということで設定されてあったかと思います。そういった中で開発の方も農振青地じゃないので、建売分譲はできるということで、もちろん農地転用も許可の要件があるということで申請されたところでございます。

状況は以上になります。

○事務局

先ほど担当から説明がありましたが、それにちょっと付け加えさせていただきます。違反転用については、今回は転用者が事業系という形で2件とも申請されていますけれども、違反自体は、地権者の農家さん側の方にありますて、しかも測量して初めて分かったような状況のものが2番でございます。

委員さんが危惧されているような、違反がそのまま横行するようなことは、事務局としても危惧しておりますので、例えば資材置場等にしてしまっていましたとかいうものは資材を撤去するとか、復旧するとか、そういう指導は今後も続けていきたいと思っております。

今回のこの1番、2番の案件につきましては、原形に復旧するとか、そういう案件とは

ちょっと違うものかなということで、南部調査会の中でも審議をしていただきまして、悪意のないものという判断がなされたものでございます。

以上です。

○会長

ただいま事務局の方から説明がございましたけれども、委員、いいですか。

○委員

はい、分かりました。こういったケース以外の部分もあると思いますので、ぜひそういうところには、我々委員としても目を光らせるというのが当然ですけれども、事務局としても申請の段階で安易に現状で仕方ないというようなイメージで取られないよう、適切な指導をお願いしたいと思います。

以上です。

○会長

では、事務局、よろしくお願ひしておきます。

ほかに質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書19ページをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

1・2・3・4・5

○会長

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号1番から5番までの5件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から5番までの5件：23,196m²について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この5件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、この5件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この5件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から5番までの5件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書20ページから34ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

1～49

○会長

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号1番から49番までの49件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から49番までの49件

新規 22件 : 344, 108m²

更新 27件 : 154, 148m²

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この49件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、この49件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この49件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から49番までの49件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書35ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

55

○会長

審議番号55番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

[委員 退室]

○会長

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号55番

新規 1件 : 3,583m²

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号55番については、計画案どおり承認することに決定しました。

○○委員の入室をお願いいたします。

[委員 入室]

○会長

次に、議案書34ページから36ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

55を除く50～63

○会長

審議番号55番を除く、審議番号50番から63番までの13件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号55番を除く、50番から63番までの13件

新規 7件： 28,204m²

更新 6件： 18,613m²

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この13件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、この13件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この13件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号55番を除く、審議番号50番から63番までの13件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書37ページから42ページまでをお開きください。

第6号議案 非農地通知について

1～37

○会長

第6号議案 非農地通知について、審議番号1番から37番までの37件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号1番から37番までの37件について、地元農業委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、申出地は、山林、原野化しているため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この37件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、この37件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この37件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から37番までの37件については、非農地とすることに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和3年1月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会长に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、農業委員会会长に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和3年1月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時21分　閉会